

令和3年3月定例教育委員会会議録

日時	令和3年3月17日(水) 午前10時00分～午前11時30分			
場所	扶桑町図書館			
出席者	教育長	澤木貴美子	生涯学習課長	仙田剛宏
	教育長職務代理者	加藤高周	文化会館長	小川健
	教育委員	松山信雄	学校教育担当主幹兼指導主事	田口人士
	教育委員	千田まち子	学校教育課主幹	池田聡
	教育委員	江口夏世	学校教育指導員	大澤外美
	教育次長兼学校教育課長	志津野郁		
議 題 及 び 結 果	2 協議事項			
	(1)教職員人事について			
	(2)令和2年度3月要・準要保護児童生徒の認定について			承認
	(3)令和3年度要・準要保護児童生徒の認定について			承認
	(4)扶桑町就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱について			承認
	(5)扶桑町子ども・子育て支援事業補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について			承認
	(6)扶桑町適応指導教室実施要綱の一部を改正する要綱について			承認
	(7)扶桑町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について			承認
	(8)扶桑町立学校管理規則の一部を改正する規則について			承認
	(9)扶桑町立学校における情報端末等の管理及び利用に関する要綱について			承認
	(10)扶桑町教育委員会の後援名義使用に関する要綱の一部を改正する要綱について			承認
	(11)扶桑町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について			承認
	(12)扶桑町立学校修学旅行等の中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱の一部を改正する要綱について			承認
	(13)令和3年度学校体育施設スポーツ開放利用登録団体の認可について			承認
	(14)後援依頼について			承認
(15)当面の諸課題				
3 連絡事項				
(1)行事予定表について				
4 その他				

## 令和3年3月定例教育委員会会議録

日時 令和3年3月17日（水）

午前10時00分

場所 扶桑町図書館

### 1 あいさつ

### 2 協議事項

発言者	発言内容の要旨
指導主事 教育長	（1）教職員人事についてお願いします。 昨日、犬山市で丹葉事務協が開催され、人事の内示がございました。資料を2冊、教育委員さんの机にお配りしております。扶桑町の教職員人事の一覧表と丹葉管内全員の異動者名簿です。前回承認をいただきましたが、今回、県の方針で変更がありました。〔資料に基づき変更点を説明〕この点につきましては、事務協で承認されています。以上ご報告とさせていただきます。
指導主事 教育長	教職員人事につきまして、ご意見・ご質問等よろしかったでしょうか。新聞発表は、3月30日（火）となっております。この資料につきましては、後ほど回収させていただきます。
指導主事 教育次長	それでは、（2）令和2年度3月要・準要保護児童生徒の認定についてお願いします。 別紙1をご覧ください。令和2年度2月の申請分です。児童1名の申請です。認定要件区分につきましては、記述の通りです。よろしくお願います。
指導主事 教育委員	ご質問等よろしかったでしょうか。ないようですので、この件につきまして、ご承認いただけますでしょうか。
指導主事 教育委員	はい。
指導主事 教育次長	それでは、（3）令和3年度要・準要保護児童生徒の認定についてお願いします。 続きまして、別紙2をご覧ください。この件につきましては、令和3年度、来年度の要・準要保護児童生徒の申請名簿です。〔別紙2説明〕柏森小学校から扶桑東小学校まで4校の児童は合計84名、2中学校の生徒は合計75名になります。それぞれ認定要件も記載されております。
指導主事 教育委員 教育次長 教育長	ご質問等よろしかったでしょうか。 要・準要保護児童生徒につきまして、増加の傾向ですか。 若干増加傾向が見られます。 今年度は、コロナの影響もあると思います。

教育委員 指導主事	<p>少子化ということでも、割合は高くなっていると思われまね。</p> <p>その他、ご質問はよろしかったですか。ないようですので、(3) 令和3年度要・準要保護児童生徒の認定につきましてご承認いただけますでしょうか。</p>
教育委員 指導主事	<p>はい。</p> <p>次に(4) 扶桑町就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱についてお願いします。</p>
教育次長	<p>協議事項(4) から(12) までにつきましては、この3月に要綱や規則について改正や制定をしました。(7)(8)(9) につきましては、制定、それ以外の番号につきましては改正ということになります。改正につきましては、概ね事業等の変更ではなく事業を現在行っている姿に合わせたということで、ご理解をいただきたいと思います。あともう一つ大きなことは、押印の廃止が主な改正になっています。特に(10)(11)(12) につきましては、押印廃止についてのみの改正ということになりますのでよろしくお願いします。それぞれ別紙にてご確認ください。先ほど申し上げました(7)(8)(9) につきまして、どのような趣旨で制定したか主幹より説明します。</p>
主幹	<p>それでは、(7) 扶桑町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則についてからお願いします。働き方改革によりまして教職員の勤務時間を除いた時間を定めさせていただきました。別紙6をご覧ください。[別紙6の内容説明：扶桑町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針の趣旨、対象職員、在校等時間の上限等に基づき、規則を制定して業務の量の適切な管理を行う。]</p> <p>続きまして(8) 扶桑町立学校管理規則の一部を改正する規則についてお願いします。別紙7をご覧ください。[別紙7の内容説明：学校事務員職務の表現の見直しと職務名の変更。オリンピック延期に伴う「スポーツの日」の7月移動による後期開始の変更。]</p> <p>次に(9) 扶桑町立学校における情報端末等の管理及び利用に関する要綱についてお願いします。各小学生・中学生に1台ずつiPadが導入されました。利用の仕方や管理等につきまして要綱を作りました。別紙8をご覧ください。[別紙8の説明]</p>
教育次長	<p>簡単ですが以上です。よろしく申し上げます</p> <p>(7) の教育職員の勤務時間外の時間につきまして、教職員の在校時間、原則ですが上限月45時間、年間360時間以内とするという指針に基づいて規則を定めています。例外もありますが、なかなか現状にそぐわないと思われまねますが、教職員の働き方改革を念頭に置いて、もし時間数が多くなれば教職員の健康状態も含めて考えていかねばならないと思</p>

	<p>ます。</p> <p>(8)の「スポーツの日」の関係ですが、10月から7月に移動します。そのため前期と後期の境目について「10月の第2日曜日」ということでの改正です。</p>
指導主事 教育委員	<p>ご質問はありますか。</p> <p>先生方の在校時間について、超過勤務45時間以内ということですがオーバーした場合、指導するということだけですか。罰則はありますか。</p>
教育長 教育委員	<p>罰則はありません。</p> <p>1日2時間程度ですか。朝1時間、部活指導後1時間、パソコンをちょっと操作しているだけで当たり前時間が経ってしまいますね。</p>
教育長	<p>毎月45時間以内を守りなさいというわけではありませんが、学校の事情で45時間超える場合は年間6ヶ月までとか、1ヶ月の超過勤務は100時間未満とか他にもありますが、条件付きの枠の中でやり繰り返すということです。毎月在校時間の報告を受けており、超過勤務時間の多い教員には指導もしていますが、中学校が部活動や進路指導などで時間がオーバーしています。1月・2月はコロナの関係で緊急事態措置がとられ部活動がなかった時は時間数が改善されていきました。小学校は、行事を少なくするなど努力して45時間以内を守るという意識化がなされています。</p>
指導主事	<p>登下校や緊急時の指導、そのために早く勤務に就いたり、家庭での問題を学校で指導、いじめや外部で起きたことなどに対応したりと、学校が抱えることが多く時間がオーバーしています。</p>
教育長	<p>SNSによるいじめ、スマホの中で起こっている問題など、どこまで学校が責任を持つのか、また、いじめの第三者委員会が立ち上がって、いろんなことを検討していくということもすべて学校が背負ってしまってます。いじめがありますと学校での生徒指導に頼られることが多く、この相談する場所が学校であります。本来なら家庭教育の中で情報モラルについては責任を持ってやってもらいたいところですが、道義上どこまで学校が関わっていくかが問題でもあります。</p>
指導主事	<p>保護者から家庭内で子どもが犯した問題も学校側の責任ということで取り上げられたこともありました。</p>
教育長	<p>学校内で起こっていることは学校の責任ですが、家庭のような水面下で起きていることに関してはなかなか関与できないところでもあります。学校が関わることは働き方改革と相反しますが、子どもたちのために考え方を整理していかねばと考えています。</p>
指導主事 教育委員	<p>他、ご質問等よろしかったでしょうか。</p> <p>児童生徒に情報端末を貸し出されますね。どういう形で行われますか。</p>

指導主事	保護者に要綱7条にあるように端末を児童生徒に貸し出すということで、PTA総会などで保護者に利用についての内容説明し、借用届を書いていただき1年間利用できるようにします。
教育長	町の備品でもありますが、教育効果を上げるために家庭での活用も考えております。いろいろなトラブルが想定されますので、家庭への持ち帰りについては、試験的にモデルの学校で5月頃から段階的に実施して検討し、全学校が夏休みぐらいから取り組めればと思っています。
指導主事	インターネット環境がない家庭1割程度あります。まずはハードで利用できるもの、例えばレポートや写真貼り付けなど、楽しく実施できることから取り組んでいきます。ハード利用については、全員持ち帰って利用できますので、そこから始めたいと思います。
教育委員	他、ご質問よろしかったでしょうか。ないようですので、(4)から(12)につきまして、ご承認いただけますでしょうか。
指導主事	はい。
指導主事	次に(13)令和3年度学校体育施設スポーツ開放利用登録団体の認可についてお願いします。
生涯学習課長	別紙12をご覧ください。学校活動に支障のない範囲で平日の夜間や土日の昼や夜間に一般の方々に小中学校の運動場や体育館を開放する団体です。[別紙12の説明]以上、よろしくをお願いします
指導主事	令和3年度学校体育施設スポーツ開放利用登録団体の認可について、ご質問がありましたらお願いいたします。
教育委員	103団体、たくさんありますね。
生涯学習課長	1回利用するだけでも登録が必要です。毎週、曜日等を決めて活動される団体は限られてきます。
指導主事	他、ご質問よろしかったでしょうか。ないようですので、ご承認いただけますでしょうか。
教育委員	はい。
指導主事	続きまして(14)後援依頼についてお願いします。
主幹	新規の申請2案件が出ています。①「文化芸術から多様性を感じよう」についてから説明します。[①の説明]次に②「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」について説明します。[②の説明]以上です。
指導主事	後援依頼についてご質問はありますか。ないようですので、後援依頼につきましてご承認いただけますでしょうか。
教育委員	はい。
指導主事	それでは、(15)当面の諸課題についてお願いいたします。
教育長	別紙、扶桑町教育委員会3月当面の諸課題をご覧ください。 1. 扶桑町教育委員会

地域学校協働活動推進につきまして、今年度は扶桑中学校区で実施でき、来年度は扶桑北中学校区で推進員を配置できることになりました。令和3年度中に生涯学習課とともに新しい取り組みをし、令和4年度には地域協働本部立ち上げていきたいと思っています。

次にICT教育の推進です。現在、欠席連絡は連絡帳を活用して通学班の児童を通して連絡帳が担任に届けられ、担任からまた連絡帳が通学班の児童を通して届くということになってはいますが、煩雑なため欠席連絡についてタブレットを活用してできないかと思いますが、問題があります。クラウド上に載せるため個人情報保護ということで運用の検討をしていかねばなりません。ICT教育の推進で他には、教室に大きなモニター設置やタブレットの持ち帰りなど、新しいものの導入には大きな課題も抱えています。

次に働き方改革ということで、4月1日から在校時間の上限について管理していく必要があるため勤務時間タイムカードソフトを使って取り組まねばと検討しています。

人事内示については先ほど説明したとおりです。

## 2. 学校教育

コロナの対応ですが、21日に愛知県の緊急事態措置が解除される予定です。3月1日から学校では、学習活動や部活動をレベル2に戻していますので少しずつ緩和している状況が続いております。

中学校の卒業式が3月3日に実施されました。今週の金曜日には小学校の卒業式があります。町長に祝辞を述べていただくのに、町長は1名で他は代読になりますが、例えばビデオレターみたいなように祝辞のICT活用ができないかという話題もありました。

校長先生方はじめ教職員退職辞令伝達式、感謝状の贈呈を3月31日（水）13時30分に役場第5会議室で行います。今年は山名小学校長、扶桑北中学校長、教諭は山名小学校、扶桑北中学校、扶桑中学校各1名で、合計5名の方々が退職です。

教職員辞令伝達式4月1日（木）11時より、扶桑町文化会館で行います。教育委員の皆様にはご出席いただきます。よろしくお願ひします。入学式は、小学校4月6日（火）中学校4月7日（水）に在校生なしで新入生と保護者、職員と縮小して実施します。

## 3. 生涯学習

先ほど申しましたように、各施設の夜間制限が9時までに緩和されています。

第4回ミステリーウォークが、3月14日（日）に行われました。久しぶりのイベントということで町民の皆様には楽しんでいただけたかと

<p>教育委員 教育長</p>	<p>思います。</p> <p>来年度のチャレンジデーの開催についてですが、例年のように5月開催ということはありませんが、何か運動ができないか検討中です。</p> <p>4. 報告・連絡事項</p> <p>丹葉地方教育事務協議会が、3月16日（火）10時から開催され、この日は福祉文教常任委員会と重なっており、加藤・松山教育委員さんには、いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。</p> <p>3月25日（木）に扶桑町地域学校協働活動推進委員会が開催されます。1年間の活動の様子等を話し合ってください次年度へ生かしていただければと願っています。</p> <p>2月15日に文科省の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の「審議のまとめ」が発表されました。昨年度と比べて児童生徒の自殺者が増加し、小・中・校とも女子の増加が目立つそうです。「自殺予防教育」、「SOSの出し方に関する教育」という言葉がこの頃とても目につき、気をつけて教育雑誌の特集等を読み込みました。コロナ禍はこんなにも子どもたちに負の影を落としているかと思うと残念です。学校での様子の観察が重要と考えます。このコロナ禍において扶桑町では、児童生徒の自殺予防のためにできることとしてスクールメンタルサポーター（相談員）を配置することとしました。</p> <p>最後に、「令和3年度 扶桑町教育委員会基本方針（案）」について、提案させていただきます。[内容：学校教育・生涯学習について、特に本年度の重点施策を中心に説明] この基本方針に基づき、扶桑町の教育を進めていきたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>お認めいただきましたので、4月に示させていただきます。</p> <p>私からは以上です。</p>
---------------------	---

### 3 連絡事項

<p>発言者</p>	<p>発言内容の要旨</p>
<p>指導主事 教育次長及び 各課長</p>	<p>次に移りたいと思います。（1）行事予定表についてお願いします。 別紙13をご覧ください。[別紙13説明の中で、来年度4月についての報告がありました。]</p>

### 4 その他

<p>発言者</p>	<p>発言の要旨</p>
------------	--------------

指導主事	4 その他、ありますでしょうか。ないようですので、以上で3月定例教育委員会を閉会します。
------	--